

中間評価に基づく審査品質管理の実施体制に関する改善案（特許）

中間評価に基づく審査品質管理の実施体制に関する改善点について、以下のとおり提案する。

1. 評価項目② 手続きの明確性に関するもの

- ・適正手続きの保障は、法令の個別規定の要求あるいは審査基準・審判便覧の定めに従って行えばそれで足りるというものではなく、行政手続・審判手続を通じた基本理念であることをより周知・徹底する取り組み（古城委員）

2. 評価項目④ 審査実施体制に関するもの

- ・審査官数の確保（小原委員）

3. 評価項目⑤ 品質管理体制に関するもの

- ・ニーズを聴取するユーザーの裾野を広げ、広範なユーザーニーズに応じるための体制整備（井上委員）
- ・審査官の質に対するモチベーションアップのための施策検討（小原委員）
- ・質の改善・保証のためには、業務に従事する全員の参画が不可欠。このような視点からの評価・見直しを行い、全員参加をどのようにして実現するかを検討（中條委員）

4. 評価項目⑥ 品質向上のための取組に関するもの

- ・海外非英語文献の調査ツールおよび体制の強化（近藤委員）
- ・実体面のチェックにおいて、案件ごとの強弱を付与（例えば、審査官が不安に思う件等について、タグ付けを行い、タグがついている件については、時間をかけてしっかりとチェックを行う等）（長澤委員）

5. 評価項目⑦ 品質検証のための取組に関するもの

- ・特許庁内部での品質管理の取組の結果をわかりやすくまとめて公表し、それについてユーザーの意見を聴く機会（浅見委員）

6. 評価項目⑧ 審査の質の分析・課題抽出に関するもの

- ・特許異議申立において使用された証拠の分析を通じて、審査、特にサーチの適切性を検証する取組の推進（浅見委員）
- ・「結果」と「取り組み」を区別して議論ができるようになったのは大きな進歩。それぞれについての「計画」と「実績」を明確にした評価・見直しができるよ

うになればさらにもう一段レベルがあがる（中條委員）

7. 評価項目⑩ 審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの

- ・インド・ASEAN 諸国等、我が国企業が多く進出する国の知財庁に品質管理の取組も含めた情報発信を行うことによる、これらの知財庁の審査実務能力向上への寄与（浅見委員）（井上委員）
- ・外国（アジア諸国等）のサーチ態勢の整備、充実（飯村委員）
- ・判断の均質性の向上等、ユーザー評価調査結果の分析を行い、分析結果を近年の日本特許庁の品質管理体制における成果として積極的に国内外に情報発信すること（小原委員）

8. 評価項目①～⑪全般

- ・改善を進める基本的な手順（＝改善を報告する際のスタイル）について学び、その学んだ手順を用いた改善活動の整理（中條委員）

中間評価に基づく審査品質管理の実施体制に関する改善案（意匠）

中間評価に基づく審査品質管理の実施体制に関する改善点について、以下のとおり提案する。

1. 評価項目 審査実施体制に関するもの

- ・ 審査官数の確保及びその育成の充実（井上委員）（小原委員）（長澤委員）
- ・ 国際意匠登録出願に対応するための審査実施体制の充実・人的な補強・品質管理体制の強化（本多委員）

2. 評価項目 品質管理体制に関するもの

- ・ 品質監査の本格的な実施に向けた体制及び必要なシステム開発の整備
（井上委員）（長澤委員）
- ・ 国際意匠登録出願に対応するための審査実施体制の充実・人的な補強・品質管理体制の強化（本多委員）
- ・ 質の改善・保証のためには、業務に従事する全員の参画が不可欠。このような視点からの評価・見直しを行い、全員参加をどのようにして実現するかの検討（中條委員）

3. 評価項目 品質向上のための取組に関するもの

- ・ 協議の促進と審判決の情報の共有（浅見委員）
- ・ 審査官の経験年数や分野変更に対し、審査官の品質が横並びで担保出来る仕組み作りの検討（近藤委員）

4. 評価項目 品質検証のための取組に関するもの

- ・ 国際意匠登録出願の審査に対応した品質監査等、品質管理の取組の充実
（浅見委員）（井上委員）（小原委員）（長澤委員）
- ・ 特許庁内部での品質管理の取組の結果をわかりやすくまとめて公表し、それについてユーザーの意見を聴く機会を設ける（浅見委員）
- ・ 品質監査の本格的な実施に向けた体制及び必要なシステム開発の整備
（井上委員）（長澤委員）
- ・ よりの確にユーザーの意見を聴取するための、ユーザー評価調査実施手法の見直し（井上委員）（長澤委員）
- ・ 調査結果などから把握したユーザーニーズを踏まえた審査基準の見直しの実施（長澤委員）

5. 評価項目 審査の質の分析・課題抽出に関するもの

- ・「結果」と「取り組み」を区別して議論ができるようになったのは大きな進歩。それぞれについての「計画」と「実績」を明確にした評価・見直しができるようになればさらにもう一段レベルがあがる（中條委員）

6. 評価項目 審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの

- ・審査実務及び審査結果について、より一層の外国への情報発信（飯村委員）
- ・特許庁の品質管理の取組の国際的な情報発信と、外国庁の品質管理に関する取組のさらなる情報収集（井上委員）（長澤委員）
- ・より広いユーザーに対する品質管理に関する情報の発信、意見交換（本多委員）

7. 評価項目 ~ 全般

- ・改善を進める基本的な手順（＝改善を報告する際のスタイル）について学び、その学んだ手順を用いた改善活動の整理（中條委員）

中間評価に基づく審査品質管理の実施体制に関する改善案（商標）

中間評価に基づく審査品質管理の実施体制に関する改善点について、以下のとおり提案する。

1．評価項目 手続きの明確性に関するもの

- ・出願人・関係者の手続保障という観点から、一層の手続に関する便覧・マニュアルの充実（古城委員）
- ・新しいタイプの商標に関する実体審査マニュアルの充実とユーザーへの公表（色彩のみからなる商標について3条2項の適用も含めて登録される可能性があれば、その事例）（小原委員）

2．評価項目 審査実施体制に関するもの

- ・ビジネス環境の国際化や、その進展の速度も速まっている状況で、そのような国際化に耐えられる十分な審査体制の構築（飯村委員）
- ・審査官数の確保及びその育成の充実（井上委員）（小原委員）（長澤委員）
- ・F.A.期間も大事だが拒絶理由の品質の維持・向上の方が大事。他国の様に審査官体制の変更により質が悪化しないよう（例：新任審査官の大量採用による審査の品質劣化など）、バランスを考慮した体制の維持・向上を検討（近藤委員）
- ・新しいタイプの商標は、一部の識別力ある言葉等との結合商標を除き、未だ登録の実績がない。新しい制度の活用を希望するユーザーの期待を裏切らないような審査の実行（本多委員）

3．評価項目 品質管理体制に関するもの

- ・品質監査の本格的な実施に向けた体制の整備（井上委員）（長澤委員）
- ・質の改善・保証のためには、業務に従事する全員の参画が不可欠。このような視点からの評価・見直しを行い、全員参加をどのようにして実現するかを検討（中條委員）

4．評価項目 品質向上のための取組に関するもの

- ・重要案件の協議の促進と審判決や外部意見（マスコミを含む）の情報の共有化（浅見委員）
- ・商標の識別性の判断及び類似性の判断のより一層の明確化（小原委員）
- ・ニース国際分類は、毎年の見直しに加え、今年の会議で類の変更その他が行われたので、類の変更に対応し新しい商品・役務の理解を助けるような研修の工夫（本多委員）

- ・ユーザーニーズを踏まえた商標審査基準の見直し(浅見委員)(井上委員)(長澤委員)

5. 評価項目 品質検証のための取組に関するもの

- ・特許庁内部での品質管理の取組の結果をわかりやすくまとめて公表し、それについてユーザーの意見を聴く機会を設ける(浅見委員)
- ・品質監査の本格的な実施に向けたシステム開発の整備(井上委員)(長澤委員)

6. 評価項目 審査の質の分析・課題抽出に関するもの

- ・「結果」と「取り組み」を区別して議論ができるようになったのは大きな進歩。それぞれについての「計画」と「実績」を明確にした評価・見直しができるようになればさらにもう一段レベルがあがる(中條委員)

7. 評価項目 審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの

- ・特許庁の品質管理の取組の国際的な情報発信と外国庁の品質管理に関する取組のさらなる情報収集(井上委員)(長澤委員)

8. 評価項目 ~ 全般

- ・改善を進める基本的な手順(=改善を報告する際のスタイル)について学び、その学んだ手順を用いた改善活動の整理(中條委員)